声明

生活保護基準引下げ処分取消等請求訴訟(いのちのとりで裁判)名古屋高裁判決について

生存権訴訟愛知原告団 生存権訴訟愛知弁護団 生活保護基準引き下げ反対愛知連絡会 いのちのとりで裁判全国アクション 生活保護引き下げに NO! 全国争訟ネット

愛知県内在住の生活保護利用者 13 名が、国及び居住する各自治体を被告として、2013 年から 3 回に分けて行われた生活保護基準の見直しを理由とする保護変更決定処分(生活保護基準引下げ)の取消等を求めた裁判について、本日、名古屋高等裁判所民事第 2 部(長谷川恭弘裁判長)は、原告らの請求を棄却した第 1 審判決を取り消し、処分を違法であるとして取り消すとともに、原告らの国家賠償(慰謝料)請求も認容する判決を言い渡した。

全国 29 か所の地方裁判所及び高等裁判所において、1000 名を超える生活保護利用者が引下げ処分の違法性を訴え、たたかってきたが、本判決は同種事件での初の高等裁判所における勝訴判決であるとともに、全国初の国家賠償認容判決である点で画期的である。

本判決は、本件引下げの名目とされた①「デフレ調整」、②「ゆがみ調整」のうち、①「デフレ調整」について、厚生労働大臣が「生活扶助 CPI」という独自の物価指数により生活保護利用世帯の生活実態と大きく乖離した下落率を導き出したことなどを理由として違法とした。また、②生活保護基準の専門的評価及び検証を行う生活保護基準部会が検証した「ゆがみ調整」の調整幅を密かに根拠なく2分の1にしたことを違法とした。さらに、③国には少なくとも重大な過失があると断じ、健康で文化的な最低限度の生活を下回る生活を強いられた原告らの精神的苦痛に対する慰謝料(国家賠償)をも認めた。

本判決は、厚生労働大臣に広範な裁量を認めた第1判決を取り消し、裁量には法律に定められた制約があることを明らかにした。それだけでなく、生活保護利用者が置かれた厳しい現状を真摯に受け止め、前述した恣意的な基準引下げによって利用者が被った苦痛を賠償すべきと判断した。いずれの点でも、人権の「とりで」としての司法の職責を果たした歴史的判断として高く評価できる。

本判決は、2021年2月の大阪地裁での勝訴判決以降、13 例目の勝訴判決である。大阪高裁で原告側逆転敗訴の判決がある中、名古屋高裁においてこれを覆す判決が言い渡されたことからすれば、本件引下げが違法な「統計不正」であるという司法判断の流れはもはや止めようがない。

31年ぶりという記録的な物価高の中、生活保護利用者の生活はますます苦しくなっている。2014年7月31日の名古屋地裁への提訴から9年以上が経過し、2名の原告が亡くなり、心身の不調から訴訟の継続をやむなく断念した原告もいる。原告には高齢者・傷病者が多く、一刻も早い解決が求められている。

私たちは、国及び各自治体に対し、本判決を重く受け止め、上告せず本判決を確定させるよう求める。加えて、全ての生活保護利用者に対して真摯に謝罪し、全ての国民・市民の健康で文化的な生活を保障するため、2013年引下げ前の生活保護基準に直ちに戻すことを求める。